

学 校 種 別	人 員	金 額
事 務 局	8人	124,701千円
小 学 校	632	9,228,054
中 学 校	276	3,511,623
高 等 学 校	193	2,780,540
盲・ろう学校	27	238,312
養 護 学 校	53	555,859
計	1,189	16,439,089

(2) 退職手当条例の改正

福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例が(昭和57年条例第2号)が、昭和57年3月23日公布された。

その主な内容は、次のとおりである。

- ① 勤続20年以上の長期勤続職員が勧奨退職等の理由で昭和47年12月1日以後に県を退職するときは、退職手当条例第3条から第5条までの規定により計算した額に、当分の間、100分の120の割増率を乗じて得た額を支給することとなっていたが、この割増率を100分の120から100分の110に減ずることとされた。

② 施行期日等

改正後の条例は、昭和57年4月1日から施行され、次のような激減緩和措置として経過措置が設けられた。

昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで	117
昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで	100
昭和59年4月1日以降	113
	100

昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで	117
昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで	100
昭和59年4月1日以降	113
	100

3 退 職 年 金

(1) 年金の決定件数

決定された件数は、次のとおりである。

退職年金	減額退職年金	廃疾年金	遺族年金	通算退職年金	計
639件	8 件	9 件	29件	8 件	693件

(2) 年金額等の改正

昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改正等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和56年法律第73号)が、昭和56年6月9日に公布された。

主な内容は、次のとおりである。

- ① 既裁定年金の年金額の引き上げ
 ② 退職年金等の最低保障額の引き上げ
 ③ 寡婦加算の額の引き上げ等
 遺族年金に係る寡婦加算の額が引き上げられるとともに、寡婦加算の受給者が同時に退職年金等を受けることとなる場合には必要な調整が行なわれることになった。
 ④ 遺族の範囲の改正

組合員期間が10年以上の者の配偶者が遺族となるための要件として、組合員期間が10年末満の配偶者と同じく、死亡した者との生計維持関係を必要とすることとなった。

- ⑤ 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額が、420,000円に引き上げられた。

4 退 会 金

(財)福島県教職員互助会の昭和56年度における退会金の給付概況は、次のとおりである。

給付件数	給付額
1,021件	155,136,100円

第4節 保健・厚生事業

1 県単独事業

(1) インフルエンザ予防接種(10年目)

教育庁及び県立学校に勤務する教職員のうち接種希望者について、保健所又は最寄りの医療機関等において予防接種を実施した。

	実施人員
教育 庁 関 係	57人
県 立 学 校	1,846人
計	1,903人

2 県及び共済組合の共催事業

(1) へき地巡回検診(15年目)

県人事委員会指定のへき地学校に勤務する教職員及びその被扶養者を対象として、公立学校共済組合東北中央病院の巡回検診車に医師及び医療技師が同乗し12市町村14会場にて延べ15日間検診車を運行して検診を実施した。

検診項目は、聴打診、血圧測定、尿定性検査、胃部間接撮影のほか、医師の診断により心電図及び投薬等を行った。

検査種別	検査結果			受診者	受診者に対する率		
	異常なし	要注意	要治療		異常なし	要注意	要治療
肝機能検査	466	74	6	546	85.3	13.6	1.1
血圧測定	434	94	21	549	79.1	17.1	3.8
尿検査	458	88	2	548	83.6	16.1	0.3
胃間接撮影	386	96	3	485	79.6	19.8	0.6
心電図検査	353	27	1	381	92.7	7.0	0.3
計	2,097	379	33	2,509	83.6	15.1	1.3